DV被害者支援の流れ

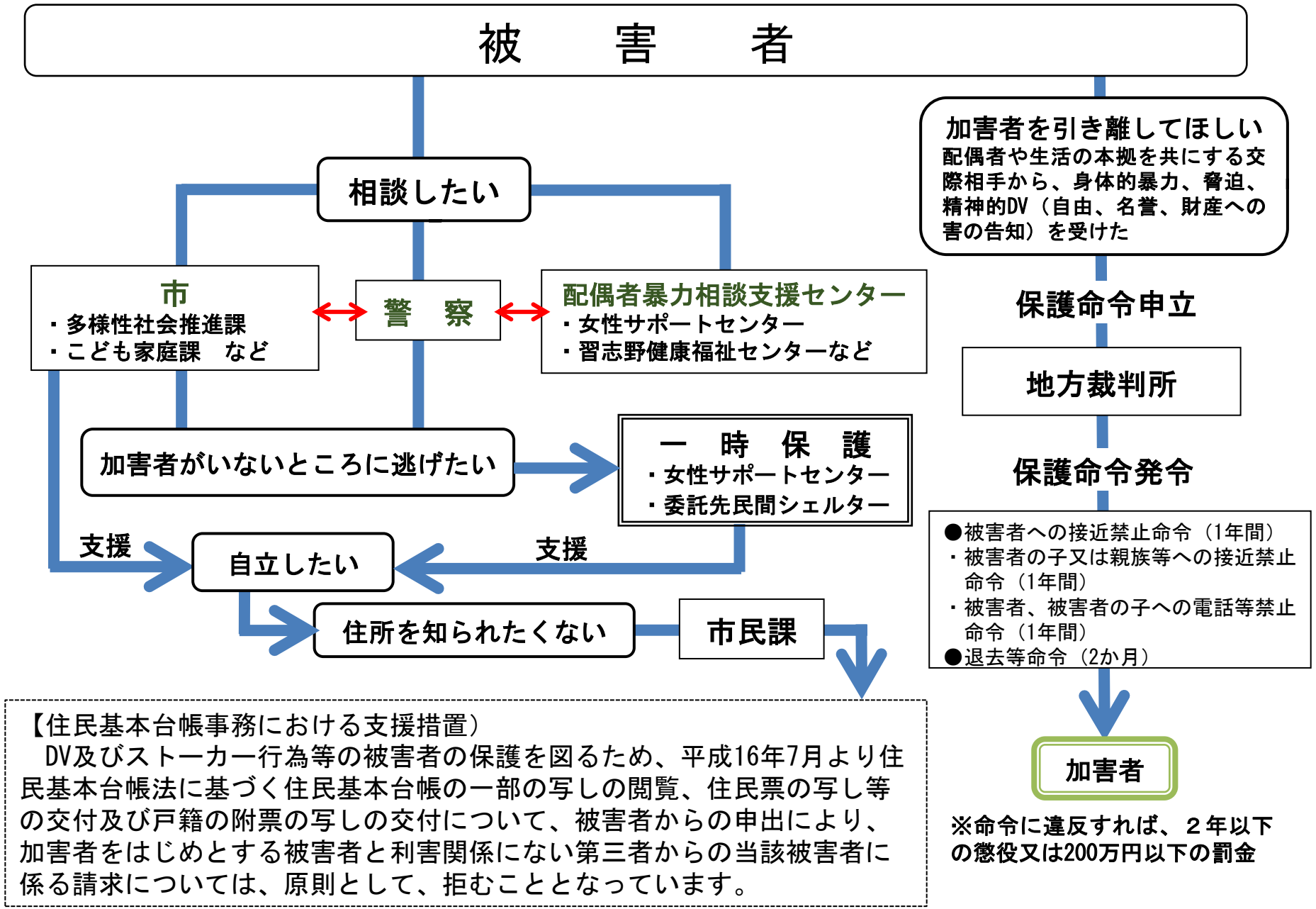
被　害　者
相談したい
市
・多様性社会推進課
・こども家庭課　など
警　察
配偶者暴力相談支援センター
・女性サポートセンター
・習志野健康福祉センターなど
加害者がいないところに逃げたい
一　時　保　護
・女性サポートセンター
・委託先民間シェルター
支援
自立したい
支援
住所を知られたくない
市民課
加害者を引き離してほしい
配偶者や生活の本拠を共にする交際相手から、身体的暴力、脅迫、精神的DV（自由、名誉、財産への害の告知）を受けた
保護命令申立
地方裁判所
保護命令発令
●被害者への接近禁止命令（1年間）
・被害者の子又は親族等への接近禁止命令（1年間）
・被害者、被害者の子への電話等禁止命令（1年間）
●退去等命令（2か月）
加害者
※命令に違反すれば、２年以下の懲役又は200万円以下の罰金
【住民基本台帳事務における支援措置）
DV及びストーカー行為等の被害者の保護を図るため、平成16年7月より住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付について、被害者からの申出により、加害者をはじめとする被害者と利害関係にない第三者からの当該被害者に係る請求については、原則として、拒むこととなっています。